

平成27年3月2日
新潟市契約課

関係各位

中間前払金認定請求時の添付書類簡略化について

新潟市では、平成20年12月25日から「中間前払金制度」を実施しております。この度、「中間前払金認定請求書（様式1号）」提出時に添付を義務付けておりました「工程表」、「工事写真（着手前、現況）」について、必要な場合のみ添付することに簡略化しましたので、ご活用ください。

なお、添付が必要な場合は、監督員から理由を明示して提出を求めますので、監督員の指示に従ってください。

【請求手続】

- ・具体的な請求方法に変更はありませんので、平成25年9月2日付け契約課通知をご参照ください。
- ※5①「認定請求」については、次のとおり読み替えてください。

5 中間前払金手続きの流れ

① 認定請求

- | |
|--|
| <p>○ 中間前払金を請求する場合は、工事担当課に「中間前払金認定請求書（様式1号）」を提出してください。</p> <p>・添付資料
「工事履行報告書（様式第2号）」、「工程表」、「工事写真（着手前、現況）」</p> <p>※認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求める場合があります。</p> |
|--|